

< 消費者トラブル情報 NO. 10 >

「未公開株」に関するトラブル多発！！要注意！！

こんな相談が寄せられています。

自宅にA社のパンフレットが送られてきていたがそのままにしていた。後日電話で未公開株の購入を勧められたが「お金がない」と断った。その後、B社の担当者から電話がかかってきた。「A社は特別な人にか未公開株を売らない。A社の株を買ってくれば、当社が高値で買い取ります。」とのこと。A社のパンフレットが手元にあるが、お金がないことを話したら、「A社のパンフレットを持っている人は特別な方だ」といわれ、「なかなか買えない未公開株の話を持ってきてくれたんだ」と思い、10株150万円で買った。しかし、高値で買い取るといった約束の日に担当者は来なかった。騙されてしまった。(72歳・男性)

突然電話がかかってきて、株の話がされたが「株のことは全くわからない。なぜ私に電話をしてきたか」と聞いたら、「金持ちのリストに載っていた」という。「来年5月に上場するので2倍になる。」とはっきりいわれたので購入することとし、150万円を支払った。2年間待っていたが、上場しないので全額返金してほしい。(75歳・男性)

未公開株を250万円買ったが株券発行会社と連絡が取れなくなってしまった。不安になったので返金してもらいたい。(60歳・男性)

電話がありその会社の社債を購入するよう勧められている。送られてきたパンフレットはとても立派なもので、他の会社からも「優良企業」だと説明があった。年利9.8%だという。本当に優良企業のようなので、1口10万円で10口100万円で購入するよう勧められている。(69歳・男性)

今年度の相談（2月末まで）では、このような未公開株や社債などの勧誘を巡る消費者トラブルが多発しています。これらのトラブルのうち60歳以上の高齢者がトラブルに遭っている事例が全体の66%も占めていました。相談者は多額なお金を支払っており、そのお金を取り戻したいという切実な相談が多数寄せられています。勧誘の手口は、「別の会社の未公開株を買えば高値で買い取る」とか「上場するので高値となる」などの儲け話や「未公開株発行会社と連絡が取れない」といったトラブル、また以前に未公開株を購入した消費者に対し、その被害を回復するなどといって新たな未公開株を購入させる二次被害など手口は巧妙で悪質です。このような未公開株をめぐるトラブルは、解決を図ろうと思っても、そもそも連絡が取れなくなってしまう業者や消費生活センターの問い合わせにもなかなか応じない業者も多いなど、支払ったお金を取り戻すことはなかなか困難です。

消費者へのアドバイス

未公開株等についての詳しい知識を持っていない、情報の収集力も難しい。日ごろ株の取引に無関係な高齢者をターゲットに、電話で利殖が得られるような説明で勧誘をし、その話を信じて高額なお金を支払わせる未公開株等に関するトラブルは、低金利時代、少しでも手持ちのお金を増やしたいという高齢者の心理に巧みにつけこんだ問題の多いトラブルです。十分注意しましょう。

1) 「興味ありません。」と言って、きっぱり断わり、すぐに電話をきる。

あなただけが儲かるうまい話はありません。

2) これまでに未公開株を購入したことのある人は特に注意してください。過去の契約情報をもとに勧誘する業者の話は信じないことです。

3) 何か疑問に感じたら早めに、松本消費生活センター（電話：0263-35-1556）にご相談ください。